

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第35回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、委員の交代がございました。お知らせいたします。本年3月1日付で安永貴夫委員が退任されまして、日本労働組合総連合会副事務局長、山本和代委員が着任されましたので、御紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 秋田委員、大日向委員、小塩委員、佐藤栄一委員、中川委員、渡邊委員、廣島委員におかれては、所用により御欠席です。

また、奥山委員におかれては松田代理人、尾崎委員におかれては岡村代理人、関委員におかれては新山代理人、塚本委員におかれては長田代理人、徳倉委員におかれては高祖代理人、蜂谷委員におかれては杉崎代理人にそれぞれ御出席をいただいております。

本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

カメラにつきましては、カメラ撮影はここまでということでよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

無藤会長 ありがとうございました。

資料につきまして、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしております。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定ですけれども、「子ども・子育て支援新制度の施行状況及び今後の課題について」と「その他」になってございます。一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料2を御参照ください。「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の概要」というものです。

1ページをごらんいただきまして、平成27年度からスタートしたこの子ども・子育て支援制度です。今回、早くも2回目の法律改正で、この4月1日から施行されております。

事業主拠出金率の上限の引き上げ、一般事業主からの拠出金の上限額を引き上げております。そして、のとおり、30年度の拠出金率ということで、政令にて0.29%と定めております。

2.のとおり、この上限を引き上げた拠出金の充当先ということで、「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費、ランニング経費ですね。この0歳から2歳相当分のところに充てるということで、これまで児童手当でありますとか、企業主導型保育といった充当先が法定されておりましたけれども、新たに保育の運営費、ランニング経費にも充てることができるという法律改正です。

のとおり、この0歳から2歳の運営費のうち、5.75%をこの事業主拠出金をもって充てることが政令に定めてございます。

3. は1. と2. と別の話です。待機児童解消の取組みの支援ということで、都道府県が関係市区町村とともに協議会を組織するという一方で、待機児童解消のためのそれぞれの地域ごとの広域的な課題に取り組んでいただくということで、人材確保がありますとか、広域利用の推進といった課題を都道府県ごとにテーマを設定して協議会をつくることができるというものです。こういった仕組みが4月1日から既に施行されています。

資料3 - 1「子ども・子育て支援新制度施行後の動きと見直しの検討について」です。

1番として、新制度施行後の主な動きということで、27年度に施行して30年度で4年目に入るので、さまざまな施策がこれまでの間、実施されてきております。それぞれの項目、27年度は1年目、2年目、3年目、4年目までの施策をマトリックスとしてお示ししております。例えば、一番上のところで子ども・子育て支援法ということで、27年度から市町村の計画がスタートし、28年度には早速1度目の改正法が施行されている。そして、30年度に、2回目の改正法が施行されているというように読んでいただきます。

3ページ、今度は公定価格、認定こども園制度ということであります。公定価格、昨年度にこちらの会議でもさまざま御議論をいただきまして、議論の整理を取りまとめたいただいたわけですが、30年度、この処遇改善加算に係る配分方法の弾力化ということで、29年度からスタートしたキャリアアップの処遇改善加算は、2年目の30年度から配分方法について、弾力化をさせていただいております。

4ページ、今度は地域子ども・子育て支援事業等として、一時預かり事業でありますとか、あるいは認可化移行促進事業等について記載してございます。

新制度施行後の主な動きを御紹介させていただいておりますけれども、6ページをごらんいただきまして、本日から議論をスタートするいわゆる5年後見直しに係る検討についてということでもあります。

御案内のとおり、この子ども・子育て支援法附則2条4項におきまして、法律の施行後5年をめぐり、法律の施行状況を勘案して、必要な検討を加え、所要の措置を講じるということで規定されてございます。

さまざまな課題がある中でどのように検討していけばよいのか、我々事務局におきまして考えたところでして、上のとおり、検討すべき事項として考えられるものは次のとおりということで、(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項、いわば検討が必須の事項ということで、アの新制度施行後5年間で、具体的に言えば31年度末ということになります。31年度末で経過措置の期限が到来する項目。つまり、特例的な措置ということで、そのままにし

て措置しなければ切れてしまう項目。それから、イとして、地方公共団体から提案に対して、閣議決定ということで対応を検討しないといけないとされている項目がございます。後ほど具体的に御紹介します。

次に(2)ということで、それ以外のものということで検討が必要な項目ということで、アはいわゆる2兆円パッケージ、昨年末、新しい経済政策パッケージということで閣議決定されている項目。イとして、これら以外で制度の施行状況を勘案して今後検討が必要と考えられる事項ということで、これも幅広い項目になります。

の2番目のとおり、(1)(2)さまざま検討事項があるものを検討した上で、直ちに検討に着手していくべき事項と今後検討していくべき事項ということを精査しながら進めてまいります。

7ページをごらんいただきまして、5年間の経過措置の期限が到来する項目ということで、特にこの、これは法律改正が必要な項目ということであります。幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、それから、その下と、これはセットですけれども、幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格の取得の特例ということであります。

9ページをごらんいただきまして、たくさんの項目があるのですけれども、この認定こども園の根拠法の中で、第15条、職員の資格ということで、この主幹保育教諭あるいは保育教諭等々の人については、幼稚園教諭の免許状かつ保育士の登録という両方の資格を受けた者でなければならないと書いてあります。

附則のところであります。施行日から5年間はということで、免許状または保育士の登録を受けた者ということで、第15条のほうは「かつ」なのですけれども、附則では「又は」ということで、どちらか持っていればいいことになってございます。

この5年間に両方の資格を取っていただくということで、10ページ、11ページです。幼稚園教諭の免許だけを持っている方については保育士資格を取っていただくように、逆もまた同じように取っていただくように、特例的な措置が規定されております。本来の資格を取るための単位の数でありますとか、あるいは試験の科目の数でありますとかといったものが、一定の実務経験があるということを前提として特例の措置が規定されているということであります。

12ページ、現時点の両方の資格を持っている人、あるいは片方の資格を持っている人ということでありますけれども、この赤枠で囲っているところの右のほうを見ていただきまして、28年度末の時点では、全体の従事者の方に占める片方の資格しか持っていない方が約12%いらっしゃった。29年度においては10%余りということで、少しずつ減ってはいますけれども、今なおこういった方々がこの経過措置の特例に基づきまして、現場で働いていらっしゃるということになります。

また、28年度、29年度の人数のところを見ていただきまして、全体の割合としては先ほど申し上げましたように少し減ってはいるのですけれども、人数自体はむしろふ

えてきている。これはなぜかといいますと、この間、幼保連携型認定こども園の数がふえてきていますから、毎年毎年数百カ所の保育所なり幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行していますので、人数としては経過措置の特例を受けていらっしゃる方がふえてきています。

今、御紹介した以外に、法律で規定されているもの以外も幾つかございます。それは7ページ、8ページのところですが、今度は13ページ、地方公共団体のほうから提案されているということで、下のところに、小さい字ですが、1「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定と、その下の29年もまた閣議決定ということで、地方公共団体から政府に対して見直しの提案があり、このいわゆる5年後見直しの中で検討すべきであるということで整理されているものであります。

例えば、一時預かり事業や病児保育事業についての届け出の提出先を市町村に権限を移譲していくべきではないかとか、あるいは幼保連携型認定こども園の設備に関する基準というものをもう少し緩和してはどうかといったようなことが、この から に記載されております。具体的な内容については、資料3-2の100ページから110ページにそれぞれ記載されております。

そして、最後に14ページ、新しい経済政策パッケージということで、昨年12月に閣議決定されているものということで、これは御案内のとおり、量の拡充・質の向上、あるいは幼児教育・保育の無償化について検討していくべきということです。なお、本日の各委員の意見書の中でも幾つかいただいておりますけれども、幼児教育・保育の無償化については、御案内のとおり、14ページの下から2番目の箱にも書いておりますとおり、本年夏までの間に有識者会議におきまして検討するということですので、この取りまとめがなされ次第、子ども・子育て会議にも御報告したいと思っておりますが、きょうはこの関係の資料は御用意いたしていません。

資料4をごらんいただきたいと思います。昨年1月にかけて、公定価格に関する議論の整理ということで取りまとめていただきました。これについて、現在政府内部でここに書かれている幾つかのことについては、既に先ほどの処遇改善加算の配分の見直し等については順次処置してございますけれども、我々の中で、またこちらの会議で御報告できるように、事務局として検討を続けてございます。

6ページ、財務省から毎年予算執行調査ということで、政府の中のいろいろな予算事項の中で、特に執行状況を財務省側で調査する項目が毎年ピックアップされてございますけれども、今年度は4番のものが公定価格ということで、調査の対象になっているということであります。なお、5月23日の財務省の関係審議会、財政審の審議会の意見書においても同様の記述がなされているということです。

4ページ、厚労省の関係ですが、質の向上というテーマでの検討会が開催されているということであります。

次に、資料5をごらんいただきたいと思います。企業主導型保育事業、この企業の拠出金で運営されている企業主導型保育事業の直近の状況を御報告いたします。

1ページ、29年度末時点での助成決定というのが約6万人ということで、制度がスタートして2年間の累計ということで、当初は7万人ぐらいを目標にしていますが、約6万人弱というところで助成決定がなされております。

2ページ、指導・監査の状況ということで、企業主導型保育事業に対して立入調査を自治体と児童育成協会両方でやってございますけれども、児童育成協会で昨年度立入調査をしたということです。具体的な立入調査の結果については、この の下のところのとおり、上半期の監査結果の実施状況については、企業主導型保育事業ポータルサイトで公表しているということです。なお、それぞれで監査事項、さまざまございましたけれども、全ての施設におきましては、改善の報告が提出されているところです。

3ページ、30年度の募集ということで、6月15日から7月末までということで、2万人分の募集をするということを既に発表いたしております。今年度については、1 . のとおり、自治体との連携も進めていくということ。あるいは2 . で、事前の問い合わせもたくさん来ております。ですから、募集枠を上回る多数の申請が見込まれますけれども、そういった場合には、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上で助成を決定する方針です。

最後に資料6 - 1、例年、この時期に教育・保育施設の事故報告の集計を公表いたしております。先ほどの新制度の施行状況をマトリックスで御紹介いたしましたが、この資料で見ますと、例えば枠で囲っている2 . の2つ目の にありますとおり、新制度に基づく認可施設・事業については、27年度から法令上、事故が起こった場合の報告が義務づけられております。

そして、次のページ、認可外保育施設についても、昨年末から報告を義務づけているということで、今般29年の事故の件数を集計いたしたものであります。

全体の合計については、2ページ、亡くなってしまったお子さんの数、それから、負傷の数ということで、各施設・事業ごとに記載いたしております。

4ページが年齢別、5ページが場所別、6ページに死亡事故における死因、最後、が発生時の状況ということで、幾つかの切り口で記載をいたしております。なお、この事故報告の制度は再発防止が目的でございますので、死因を明らかにするということとを直接の目的としておりませんので、 の のとおり、原因が不明だというお子さんの数もここに入れてございます。

8ページ以降が、ガイドラインの抜粋を記載しております。

資料6 - 2です。資料6 - 1については、例年この時期にこういう資料をまとめさせていただいてございますが、資料6 - 2は今般初めて策定いたしたもので、きょうをもって公表いたすものであります。

教育・保育施設における重大事故防止策を考える有識者会議、これは28年度から立ち上がってございますけれども、重大事故の分析、あるいは再発防止策を議論してまいりました。このほど初めて年次報告というものを策定しようということで、中間報告という形できょう公表するものです。

例えば2ページをごらんいただきまして、先ほどの記者発表資料よりももう少し細かく分析をいたしてございます。の死亡事故の詳細ということで、死亡事故の多い年齢、発生時の状況というところを見てみますと、0歳から1歳、睡眠中で預け始めの時期が多かったというようなことが、ほかにも幾つかの切り口で分析いたしてございます。

5ページ以降が、負傷及び疾病で、特に30日以上入院、通院を要するようなデータについてのデータベースから見えてくる分析です。

この有識者会議では、注意喚起・提言というものも記載した上で、近く最終報告という形で取りまとめでいただく予定です。

最後に、お手元に参考資料ということで、直近の子育て安心プラン等を踏まえた子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針の改正というものの現物と概要を御用意いたしております。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様方から御意見、御質問をお願いしたいと思います。毎度恐縮でございますけれども、時間の関係上、お一人2分ということで御発言をよろしく願いいたします。

それでは、また王寺委員からよろしいでしょうか。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。意見書は資料の一番後ろのほうに載せておりますので、目を通していただければわかると思います。

まず、この新制度がスタートして、認定こども園の数も年々ふえまして、現在では約6,000を超える数となっております。しかしながら、都道府県や市町村では、認定こども園の移行や設置状況が異なり、十分に移行が進んでいない地域もあるということをお知らせしたいと思っております。さらに、保育者不足が大変深刻化し、各市町村や地域では、保育者不足から待機児童が存在する地域、または、受け入れ枠の縮小や休園に追い込まれてしまう状況があるということですので、今後ともどうぞ御支援のほどよろしくお願いいたします。

それでは、幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、並びに保育教諭の幼稚園免許状及び保育資格取得の特例について、意見を述べさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、保育者不足は大変深刻な状況でございます。各園では大変努力をしながら免許状更新の受講を一生懸命やっているところではございますが、地域で行われている教員免許状更新講習の地域枠が大変狭くて、まだ取れていない状況を考

えますとともに、保育士取得の特例について、また、両方の特例をどうかもう少し延長、または何らかの形で変更してほしいということが私たちの願いでございます。

それから、処遇改善 についても、この会で何度も申し上げておりますが、1号認定のキャリアアップの研修のしっかりとした実施要綱がまだ示されておらず、私ども認定こども園においては、両方受けて可能であるということは承っているのですが、2号、3号認定と1号認定のキャリアアップでは、時間数が大変違っております。両方を受けてもいいということをしかりお示ししていただきたいということが私どもの意見です。

以上です。よろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

太田委員 一般社団法人営業部女子課の会の太田と申します。

私は保護者の立場より、2点御意見を申し上げます。

1点目です。企業主導型保育につきまして、普及促進の一つとして、好事例集をサイトでも共有いただいております。これは今後検討する企業においても有効であり、かつ社会全体で子育てを支援していこうという社会的意義の啓発にもつながると考えております。ぜひ、引き続き多様な好事例の蓄積を継続していただけるようお願いいたします。

2点目です。これは保育料以外の出費における一時的な立てかえに対する負担についてです。利用者負担の軽減では、多々進めていただきまして、まことにありがとうございます。本日は特にひとり親における保育料以外の出費について御検討いただければと思っています。

低所得世帯に対する負担の軽減というのは、多くのひとり親家庭を支援するものであると、保護者からも多々ありがたいという声を聞いております。一方で、生活困窮に陥るひとり親世帯において、御周知のとおり、保育料以外の出費、例えば環境維持費、教材費、給食費などという支払いは負担となるものです。部分的にその出費について、保護者が一時的に立てかえて支払い、後日に払い戻されるケースもあるようです。保護者の一時的立てかえが発生しないような体制になっているケースもありますが、それが施設によっては網羅し切れていない現状があるようです。

例えば、私の知人の中でも、ひとり親かつ御自身でも疾患を持ち、病気で苦しんでいる母親もいます。彼女は通院中のため、非正規雇用として生計を立てており、収入も不安定で、一時的な立てかえ支払いも出費となり、生活を圧迫する状況だそうです。これでは保護者の経済的不安のみならず、これからの子育てに対する精神的な不安が膨らみ健全な保育に支障を来すものだと考えております。

ひとり親の保育も多様で、保育園、幼稚園など、選択は自由です。どのようなケースであっても、保護者が苦しむことなく支援が受けられるような体制を期待いたしますので、ぜひとも引き続き御検討いただきますとありがたいです。

以上となります。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

私からは4点、手短かに申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど説明がありました、新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目の中に、私の勘違いかもしれませんが、放課後児童健全育成事業の設備運営基準附則第2条のことが抜けていたように思います。放課後児童支援員の認定資格研修を修了した者は放課後児童クラブには1人以上いなければいけないということですが、5年間はその予定者も含むということになっているのですが、これの期限が来ると思いますので、御検討いただく必要があるのではないかと思います。

2点目は、同じく放課後児童対策関係なのですけれども、現在、放課後児童対策に関する専門委員会で、放課後対策のあり方について総合的な議論をしております。間もなく中間的な取りまとめを公表する予定としております。政府で平成30年度で終了する放課後子ども総合プランを引き継ぐ新プランを策定されるのではないかと思いますけれども、ここでは量の拡充とともに、放課後児童対策そのものの理念ですとか、あり方、その質の向上策など、専門委員会の議論を踏まえたものにしていただきたいと思います。放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施といったところだけではなく、児童館やあるいは民間の活動であるプレーパーク等々、全てを含めた放課後対策全体に目を配った計画にさせていただけるとありがたいと思います。

3点目は、これからまた基本指針の改正が行われていくことになると思いますけれども、都道府県や市町村が幅広い視野で策定できるように、省庁の縦割りを超えて、子ども・子育て支援全体に目配りができるような記述にしていきたいと思います。障害児福祉計画の指針のときには、この子ども・子育て支援制度の中で障害を持った子供たちをたくさん受け入れることができるように、その量の推計をした上で確保策を考えるとといったことを障害児福祉計画策定の指針に盛り込んでいただきました。とてもよかったと思いますけれども、実際には、障害児福祉計画の中に子ども・子育て支援制度内の特定教育・保育施設で何人を今後受けるのだというような数値目標が定められている例は、実は余り多くありません。そういうことを考えますと、各省庁を越えてこうした指針をつくるときには、包括的に規定ができるようにしていきたいと思います。子ども・子育て支援、障害児支援、あるいは社会的養護、ひとり親家庭福祉など、施策の枠を超えて、壁を越えて、包括的に策定できるように省庁間の連携をお願いしたいと思います。

4点目は、子ども・子育て支援制度創設の背景を忘れないで検討していく必要があるということです。この制度創設以前からかかわってきた者としては、この制度創設の背景が4点あったと記憶をしています。1点目は待機児童対策。2点目は地域の子供を親の事情で分断しない、あるいは、親の生活状況が変化しても、子供は同じ施設に通えるようにする。いわゆるソーシャルインクルージョンの視点だと思います。3点目は幼児期の教育の



振興。4点目が高齢者中心型社会保障から全世代型社会保障へという、この4つの視点はこれからもしっかりと軸に据えて考えていかなければならないだろうと思います。こうした点も押さえながら、次の検討に入っていければと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私からは、幼児教育の質の向上に向けて2点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、処遇改善 で示されました研修受講の必須化の件です。先ほど王寺委員からも意見がございましたけれども、3府省からの案は出していただいておりますが、それぞれの間でどのように連携するのか、その調整については、まだお示しいただいておりません。研修を構築する立場、あるいは受講する立場からの混乱はまだ続いておりまして、どうぞ早く調整案をお示しいただきたいと思います。私たちのほうでもトライアル・アンド・エラーをしながら、きちんと研修構築したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目です。質を向上させるための研修には、園内研修というものが大変有効であることは明らかです。こども園の中で、勤務時間の中でどのように園内研修を構築することができるのか、内閣府でもこういうイメージを持っているのだということをお示しいただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございました。

駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

お手元の意見書をもとにお話しさせていただきたいと思います。

まず、この居宅訪問型保育における不当な「日割り」規定を撤廃していただきたいと思っております。これは1年ぐらい前からずっと申し上げているのですが、重ねて申し上げたいと思っております。

きょうの資料でも、地域型保育事業の認可件数の推移をお出しいただきましたけれども、地域型保育における居宅訪問型保育は、平成29年4月5日現在、12カ所にすぎません。つまり、全国にほぼ広がっていない状況だと思えます。その理由の一つがこの問題に起因すると考えます。

さて、この居宅訪問型保育について、内閣府が発出したQ&Aが、保育を提供していない日は日割りとするという記載をしています。これが非常に非常に大きな問題を抱えているのです。

問題の1つ目、なぜ健常児の保育園では「日割り」という概念がないのに、障害児、主に医療的ケア児を預かる居宅訪問型保育だけある種そういった規定をつけられてしまうの

かということです。ここに写真があります。これはフローレンスでお預かりしている医療的ケアのあるお子さんですけれども、こうしたお子さんは、通常の認可保育園では預かってもらえないのです。ですから、どこにも行き場がない状況になって、親御さん、特に母親は99%近く仕事をやめざるを得ない状況になります。そうした本当に厳しい状況にある医療的ケア児を唯一お預かりできる仕組みが、この子ども・子育て新制度においては居宅訪問型保育になるわけなのですが、この居宅訪問型保育にだけなぜか日割りという概念が持ち込まれたということがあります。認可保育所や小規模認可保育所、家庭的保育など、ほかの保育の類型には「日割り」という概念はありません。週4に通おうが、週5に通おうが、その子の公定価格は月幾らになりますね。なぜか居宅訪問型保育だけ週4通ったら1日削りますとされてしまうわけです。障害のある子を支援しようという理念で居宅訪問型保育、子ども・子育て新制度の中で始まったにもかかわらず、なぜこんな差別に近いような扱いを受けなくてはいけないのかということは、ぜひ障害者差別解消法をよく読んでいただいて、読み直していただいて、このQ&Aを考え直していただきたいと思うのです。

問題の2つ目、このQ&Aを出される前に、この子ども・子育て会議で1秒たりともこの話はしていないのです。この議論は全くない中で、このQ&Aが発出されてしまったことは残念でなりません。ちゃんと事業者、現場の意見を聞いていただいた上で、さまざまな議論があった中でQ&Aを出していただけたらよかったのですが、余りにも何の議論もなく出されるということは大変遺憾です。

また、問題の3つ目としては、医療的ケア児の障害や病気への配慮がないということなのです。この子たち、鼻からチューブが入っていたり、胃に直接穴があいていたりとか、呼吸器の子なのです。この子たちは病弱な部分があるので、しばしば休みがちになったりします。最初からいきなり週5のフルの保育は体力的に厳しいので、まずは週3から始めて、次に週4、次に週5となっていく。こうしたことがあるにもかかわらず、週3だったら削りますという対応は、余りにも余りです。医療的ケアを預かる保育士が、この子は週3しか預からないから、君の給与は週3ねと言わないですよ。言えないですよ。そういったことができないにもかかわらず、日割りでやっていくというのはおかしいし、もしこの子たちを預かるのに日割りにするのだったら、認可保育園でも日割りとするべきだと思うのです。でも、そうしてはだめですね。だから、保育において、この日割りという概念はなじまないし、おかしいのではないかと。なかんずく医療的ケア児に対してそういう姿勢を示すのはおかしいのではないかと。ということで、内閣府さんにはぜひこの自治体向けQ&Aの243番を削除していただきたいと思います。

残りの2つ軽くいきます。処遇改善、微調整していただいてありがとうございました。ただ、12人定員の小規模保育だと、やはりまだ使いにくいです。全員が役職者になるということはなかなかおかしなことです。小規模保育に関しては、特に12人の定員に関しては、再度の柔軟化をお願いいたします。

また、企業主導型保育なのですけれども、企業主導型保育は我々がやっていますけれど

も、福祉的な緊急避難が必要な子をお預かりして、定員を超えてお預かりしたことがありました。障害があったり、虐待があったりというケースがあったので、ソーシャルワークしたのですけれども、その瞬間に、何を定員を超えているのだとって、一段階、12人定員を19人定員にして、単価が下がって、その園は赤字になりました。もちろん企業主導型保育は待機児童対策のためにつくられたのだと思うのですけれども、現場でやっていく中で福祉的な事例はあるので、しっかりとそこでの受け皿になるように、そうした状況においてはちゃんとセーフティーネットになるように、使えるように、ぜひそうした指導を内閣府さんをお願いしたいと思います。

駆け足になって済みません。以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤秀樹委員、お願いいたします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、5年で見直しにかかる検討事項、恐らく大部分が期間を延長していただきたいというのが、私たちの本音だと思います。まず、先ほど王寺委員もおっしゃっていました資格、5年で全て両免をとっていくというのはかなり難しい状況にあるというのが一つです。

それから、5年を超えた場合、期間を延長しない場合には、現在保育所に勤めている保育士の方、もしそれが2020年の4月以降に万が一幼保連携型や幼稚園にお勤めになりたいという保育者の場合は、今度は更新時講習等を受けていないと、その教員になれないところもあります。ですから、更新時講習もそうですし、資格取得特例もそうですが、こちら辺については期間の延長をすることで、この制度そのものがゆったりともう少しゆっくと広まっていくのではないかと思いますので、ここについてはぜひ検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、実はこの資料3-1のところでは気になったことなのですが、4ページに平成30年度のところに「幼稚園における2歳児等の受入れ促進【61】（一時預かり事業（幼稚園型）の創設等）」、これは1月の子ども・子育て会議のときにも文科省に質問をいたしました。保育を必要とする3号認定の子供、そうですとお答えいただきました。ここについて、実は昨年、2号認定の子供を受け入れていくということで、一時預かり事業の実施要綱が改正になっています。たしか昨年の4月4日付で通知が来ているのですが、その中には、実は待機児童が多いようなところの事業であるということと、満3歳以上の子供というのは書いてあるのですが、今回の型というのは、3歳未満、2歳児ですね。2歳児だとすれば、もう既にこの一時預かりの実施要綱については、改正の通知をお出しになっているのかどうか。私はまだ見ていないので、この辺のところはうまくわかりません。さらに、2歳児ですので、2歳児を幼稚園で受け入れるとすれば、今は改訂された幼稚園の教育要領上は2歳児の扱いが出てまいりません。だとすれば、この一時預かり、幼稚園型の一時預かりで2歳児を受け入れるとすれば、ぜひ保育所保育指針なり、そういうものをしっかりと準拠していただいて、保育に当たっていただく。定期的に預かるのであれ

ば、そののところをしっかりとしていかないと、子供たちの育ちは保障できないのではないかと。

さらにもう一点だけ御質問したいのですが、この一時預かり事業、基本的には児童福祉法の施行令のように根拠法令があると思うのですが、この幼稚園型の一時的預かり事業についての根拠法令について教えていただければと思います。

その他、公定価格についても検討がこれから進められていくのだと思いますが、これは以前もお話ししていますが、実態がしっかりと合った調査なり、あるいは検討していただくことを申し述べたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤好美委員、お願いいたします。

佐藤（好）委員 産経新聞の佐藤好美です。

5年後見直しについて、何点か申し上げたいと思います。

まずは、経過措置が来るものについてなのですが、基本的には現状のデータを出していく必要があると思います。データを見ながら検討する形でお願いしたいと思います。幼保の資格を片方だけしか持っていない場合の特例については、今回はデータが出ております。全体の中で10%の方が特例の対象になるという数字が出ていました。10%というのは、数字としては非常に保育士不足が言われる中、大変多いのではないかと、とてもこれは経過措置を廃止するのは難しいのではないかと思ひ、現場の方の御意見をお聞きしたいと思っていたところ、今、何人かの委員から意見がありました。延長だけではなく、実際に資格取得が進むような支援が必要だと思ひます。

地方からの提案についてです。基本的にはその手続等、市区町村のやりやすいような形にさせていただくことがいいかと思うのですが、質やメニューのベースラインについては、引き続ききっちりとした検討をする必要があると思ひます。

4番目の保育標準時間と保育短時間の統合なのですが、現場の意見を聞かないとよくわからないのですが、一本化することで手続等、煩雑なことがなくなるのはよいのですが、それによって報酬等が一律で切り下げられるようなことのないようにお願いしたいと思ひます。

それから、6番目の認定こども園での障害児等支援に関する補助体系の見直しなのですが、障害児ですとか、駒崎委員が指摘されたような医療的ケアの必要なお子さん方に対する支援は、非常に制度的にちぐはぐがあったり、時系列で見ても寸断されているようなところがあって、一貫して提供されているとは思いません。子ども・子育て支援制度は発足時、生まれる前から、母子手帳をもらったときからの一貫した支援ということで始まったと思ひます。そういったサービスが、障害があったり、医療的ケアが必要であったりするお子さん方にもきちんと届くようなサービスが必要だと思ひます。

周産期医療に携わる医師の先生方に聞きますと、長いこと保育器の中で過ごす子どもの

場合、愛着形成が難しいせいか、そういった支援もするのだけれども、病院を退院した後、虐待などで帰ってきてしまうようなお子さんもいるというお話でした。そういった状況に、育てていくことの負荷の大きい状況に置くことは、社会の貧しさだと思います。そういったことのないように、お母さんたちが自分の人生をも生きられるようなサービスが一貫して提供できるような支援を5年の見直しで考えるべきだと思います。

新しい経済政策パッケージについてです。その他のところに、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブの受け皿整備が指摘されています。5年たてば0歳の子は5歳になりますし、1歳の子は6歳になります。質、量だけでなく、放課後子ども事業に関しては、地域との連携も含めた見直しといいですか、よい仕組みを考えていく時期ではないかと思います。それについて御検討をお願いしたいと思います。

最後です。子ども・子育て支援新制度の一つの大きな柱が、認定こども園だったと思います。認定こども園への移行なのですけれども、資料3-2の9ページから10ページにかけて、移行状況の見込みが出ています。年度ごとにパーセンテージが上がっていることは、皆様方の御努力によるものと思いますが、10ページ、都道府県別の移行状況を見ますと、特に待機児童の多い地域で移行が進んでいないことは、30年度の見込みを見ても少ないことを見ますと、大変深刻な状況だと思います。これから先、5年間もこのままいくことは考えにくいと思いますので、何らかの支援の御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

2点ほど述べさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化について、幼稚園の預かり保育を無償化の対象としていただきたい。私立幼稚園には、フルタイム、パートタイムで働く保護者がたくさんいます。私立幼稚園の園児数125万人の約40%から50%、人数で50万人から60万人とされています。母親が働いていても、子供に質の高い幼児教育を受けさせたいという親の強い思いがあるからです。そうした働く保護者を私立幼稚園の預かり保育が支えてくれており、私たち保護者は大変感謝しています。しかし、同じように働く保護者が保育所を選択すると無償になり、幼稚園を選択すると4時間分は無償ですけれども、預かり保育は有償となると、保護者から見るととても不合理、不公平です。働いている人は、皆保育所へ行きなさいと言われているように思えます。幼稚園の保護者の選択の自由を奪うことになります。保護者が働いていても、幼稚園、保育所等を自由に選択できる制度を守っていただきたいと思います。

2点目は、子ども・子育て支援新制度についてです。この新制度は、小学校就学前の全ての子供に必要な教育・保育を受けられるよう支援するというものであったと思います。しかし、現在、働く保護者の子供にばかり日が当たり、家庭で子育てをする保護者の子供

には十分な支援がないと思います。日本の国の全ての子供にできるだけ公平な支援をお願いいたします。

今回の幼稚園における2歳児の受け入れについても、保育の認定を受けられる子供3号児だけでなく、家庭で育てている子供についても、幼稚園で受け入れ、相応の支援をしていただきたい。家庭での2歳児から幼稚園という集団生活の3歳児への大事な橋渡しの部分に対する支援です。

以上、2点について、よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

坪井委員、お願いいたします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

3点ほどお願いをいたします。

まず第1点目、幼児教育・保育の無償化の対象に、幼稚園の預かり保育を含めていただきたいということです。私立幼稚園には、幼稚園児の8割以上が在園し、幼児教育の中核として質の高い教育を提供しています。そして、私立幼稚園の95%以上の幼稚園で預かり保育を実施しています。長時間とか長期休業中の預かり保育を実施する園も非常に多くございます。現在、全国的に3歳以上の待機児童がほとんど出ていないというのは、こうした幼稚園の預かり保育が非常に力を入れて待機児童の発生を未然に防いでいるからでございます。

また、幼稚園における2歳児の受け入れでございます。待機児童の解消が国として大きな課題であるということから、我々私立幼稚園が幼稚園における2歳児の受け入れに協力することにより、国の待機児童解消に貢献することの意義は大きいものと考えています。しかし、それは評価しているわけですが、現在示されている単価では非常に低いのではないかと。特に東京を初め大都市圏では人件費を賄えないのではないかと意見を聞いております。

2点目、3号児のみならず、在宅で子育てをしている4号児を含めた支援をお願いしたい。この子ども・子育て支援新制度の開始前から、1号、2号、3号という施設に通う子供重視で、在宅での子育て親子への支援が非常に弱いということを我々は主張してきました。今回の2歳児の受け入れを機に、在宅での子育て親子への支援に大きく取り組んでいただきたいと考えております。

最後、3番目、子ども・子育て支援新制度です。この新制度は私立幼稚園にとっては非常に大きな制度変更であるにもかかわらず、十分な検討時間がなく、とりあえずやってみよう、問題点を走りながら考え、改善していこうというスタンスでスタートしたと理解しています。平成27年4月の新制度運用開始から3年が経過し、新制度見直しの本番を迎えたと考えています。平成28年度以降、チーム保育加算の上乗せとか事務負担対応加配加算、指導充実加配加算など大規模園への支援、また、処遇改善の と などの改善もしていただき、大変感謝しております。しかし、私立幼稚園からの制度見直し要望項目は、非常に

多くのものがございます。例えば私立幼稚園の中の個人立幼稚園の移行について、平成27年4月の第1回だけしか今、ないということで、個人立幼稚園から移行できるチャンスを与えていただきたいという話もあります。また、地域区分の問題とか、認定こども園の直接契約のよさが生かされていないのではないかと、先ほども意見がございましたが、大規模園とか大都市圏からの移行がなかなか促進されていない。これをどうするのか。

また、公定価格の見直し、加算の見直し、また、幼保連携型認定こども園の移行特例に関する件、保育教諭等、このあたりのこともたくさんございますので、これから議論していただけたらと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

東出委員、お願いいたします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

事務局から御説明のございました資料につきまして、2点ほどコメントさせていただきます。

まず、資料3-1「子ども・子育て支援新制度施行後の動きと見直しの検討について」でございますが、新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目につきましては、幼保連携型認定こども園における資格特例など、引き続き必要か否かの現状把握に加えまして、必要な資格の取得などが完了しない要因、あるいは背景についても十分に分析していただく必要があると思います。その上で、現行の経過措置にとらわれない具体的な対応策を取りまとめるべきであろうと考えております。

次に、資料4「公定価格について」でございますが、今年1月に取りまとめをいたしました「公定価格に関する議論の整理」も踏まえまして、経営実態を踏まえた公定価格設定の適正化について、具体的な検討を進める必要があると考えております。公定価格適正化のためには、基本単価部分にメリハリをつけるという観点から、加算化、減算化の導入を進めるべきであり、そのための議論を早期に開始すべきであろうと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

山本委員 連合の山本でございます。今回から、よろしくお願いいたします。

私からも幾つか意見を言いたいのですが、先ほどからたくさんの御意見があったとおり、5年後の見直しにかかわって、特に資格取得特例については、引き続きの経過措置が必要だと考えております。いまだに1割の方が片方のみの保有ということは先ほどからもおっしゃっておられたとおりであります。潜在保育士などの活用という点についても、この経過措置は必要ではないかということでもあります。一方で、資格取得がしやすいような環境を整えることも必要だと、その支援にも力を入れていくべきだということもあわせてお願いしたいと思っております。

次に、これは改正後の基準にするべきではないかという点ですが、みなし幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の職員の配置についてです。現在は改正前の基準でよいことになっていますので、35人に1人の職員ということですが、子どもの最善の利益という観点から、これ以上、経過措置を設けずに、改正後の基準とするべきということであります。新制度の運営に関して、子育て安心プランの幼稚園における2歳児の受け入れ拡大への対応として、幼稚園の実施要件の柔軟化として、給食の外部搬入可と記載されております。61ページだと思います。もちろん、待機児童の解消に取り組むべきではありますが、アレルギー対応などは、子どもの命にかかわるものであるため、一概に柔軟化することには少し納得できないところであります。

次に、資料4の公定価格についてです。教育・保育の質の向上とあるとおり、これまでの処遇改善が職員の賃金にきちんと反映されているのか検証する必要があると思います。また、処遇改善は実施されているけれども、企業の初任給も上昇しているという現状で、人材確保が非常に大事だと。そのような中で、職員が長く働き続けられる、そういうために、福祉職俸給表の設定等級を引き上げ、公定価格における人件費を適切に確保する必要があると考えます。

最後に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について、資料2ですが、都道府県が設置する待機児童の対策協議会において、児童福祉法に基づく市区町村が独自に定める人員配置の上乗せ基準を国の定める最低基準に引き下げることがないようにすべきということ。また、保育サービスの利用者である子どもの保護者や労働者を協議会にぜひ参画させていただきたい。これは国から通知などで示していただきたいということもお伝えします。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、今村委員、よろしいですか。

今村委員 日本医師会です。

前回も申し上げたと思うのですがけれども、病児・病後児保育の対策がどうなのか、ちょっとよくわからない。特に働く女性にとって、この方面のニーズは極めて高いわけですがけれども、この制度の中でどのように位置づけられているのか。非常に対応が不十分ではないかと思っております。

この事業への対応というのは、日次あるいは月次の変動が非常に大きく、安定的な経営は非常に困難でございます。一億総活躍社会を目指そうという政策がとられている中で、非常にこの部分が欠落していて、この部分については、手厚い財政支援が必要であろうと考えております。日本医師会としても、本年度の事業計画の中で、主要政策の中に位置づけております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございました。



大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の大川でございます。

私は3点意見を述べたいと思います。

一つは、企業主導型の保育でございます。この中に御報告のあるように、非常にふえてきていることは喜ばしいことですが、この中にもぜひ病児保育を加えていただきたいと考えております。しかしながら、一つの企業の中だけでの病児保育では非常に維持が大変ではないかという問題が当然あると思います。そこで次善策としては、近隣の病児保育施設とリンクして、ある程度企業枠をつくる。あるいは、現在幼児教育の無償化が言われておりますけれども、3歳児以下は無償化の対象となる見込みが低いと思いますので、そういった方に対する利用料が2,000円または2,500円ありますから、そういったことに向けても企業から積極的に援助をいただけるように、御指導いただければよろしいかと思います。

もう一つは、これは毎回言うのですけれども、病児保育の施設に勤務している保育士の、保育所勤務者の保育士との同等の待遇をお願いしたいと思います。東京都などは、昨年度から宿舍借り上げ制度、またはキャリアアップ制度といった保育所勤務の保育士に対する制度を病児保育にもやっております、一部の地方自治体ではそういうことも行われておりますが、全国的に均一なそういった補助制度を支援制度としていただきたいために、同じような待遇改善をお願いしたいと思います。

3点目は、事故対策でございます。これに関してかねてから私は申し上げておりましたが、認可保育所に比べて、無認可の保育所での死亡、重篤な事故が多いわけでございます。一方、軽傷な事故は極めて少ない。一般的に考えると、軽傷なものから重症なものになるに従って、ピラミッド型に減少するのが普通ですが、この極めていびつな報告事例は報告制度に問題があるのか、無認可保育園のあり方に問題があるのか、ぜひその中の解明をお願いしたいと思います。

私はきょう来てびっくりしたのですけれども、病児保育で1名死亡者が出ているとの報告です。私どもは、病児保育では死亡者、重篤なアクシデント、インシデントを含めて、発生はないと認識しておりました。これがどのような事例でどういう原因で起こったのかどうかということ。保育のあり方なのか、病児自身の問題なのか、または、病気の問題なのかということを経験しませんが、病児保育の安全・安心性の担保は得られないわけでございます。特に病児保育として問題にしているのは、発足当時は保育士1人に対して病児が2名であったのに対して、現在は1対3になっております。こういった1対3の関係では、病児保育協議会としては安全性を担保できないとかねてから主張していたわけですが、そういうことが影響しているのかどうかということも含めて、個人情報があると思いますが、なるべく本事例に対して詳細な検討を行って、どこに問題があるのかということを経験していただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの駒崎委員がおっしゃいました居宅訪問型保育の日割りということについては、駒崎委員の御意見に賛同します。ぜひなぜこういう形態になっているのかを再検討していただきたいと思います。居宅訪問型保育は、医療的ケアが必要な子どもを対象とするもの以外に、今、都心部では、待機児童対策として少しずつ導入されているところです。それは先行して実施する自治体があって、その様子を見て他の自治体が導入するというものなのだと思うのですが、一方で、一時預かり事業にも居宅訪問型保育というものがありますが、いただいた資料で平成28年度には0件となっています。29年度にどのようになっているのかわからないのですが、この一時預かりでの居宅訪問型保育のニーズは全くないわけではなくて、利用したいのに制度がないので利用できないというように見えないニーズとなっていると思います。居宅訪問型保育もなかなか導入しにくい、導入するには非常にハードルが高いと言われているのですけれども、この一時預かり事業の居宅訪問型保育についても、なぜ導入できないのかということをご検討いただきたいと思っています。事業者の側からすると、毎日の保育よりも、一時預かり事業の一時的な、あるいは短時間の保育のほうが、恐らく供給しやすいはずだと思うのです。それなのに、なぜこれが導入できないのかということについて御検討いただけたらと思います。

もう一方で、働いている保護者のためには、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業がありますが、これは昨年度の実績が出たところ、一昨年前よりも1.5倍の利用状況と拡大したということです。これでもまだまだいわゆるベビーシッター事業を利用している保護者が全て利用できているのかということ、そういう状況にはなくて、この制度を活用する企業自体をもうちょっとふやしていく必要があると考えています。

以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

葛西委員、お願いいたします。

葛西委員 助産師会の葛西です。

3点お願いいたします。

まず、地域子ども・子育て支援事業、資料3 - 2の58ページをお願いします。こちらでは、利用者支援事業、それから、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等が挙げられております。それに加えて産婦健康診査が始まっておりまして、特に産後2週間、1カ月のお母さんのメンタルヘルスというところに焦点が当てられています。その産婦健康診査については、産後ケア事業をやっていることが条件になっておりまして、この全ての支援事業について重要とっております。特にお子さんだけではなく親世代、特に母親の支援の充実の視点ということでは、この辺が重要になってくると思います。

次に、同じ資料の76ページをお願いいたします。この閣議決定のところなのですから

も、若者・子育て世帯への支援ということで、子育て中の保護者への支援ということで、子育て世代包括支援センターというものが法定化して、平成32年度末までに全国展開を目指すとなっております。それぞれの医療機関ですとか、児童相談所、そういったところがさまざまベストを尽くしているわけですが、そこをつなぐ拠点として、この子育て世代包括支援センターが重要になってくると思います。特に母子健康手帳の発行のときから、妊娠から出産、育児というところまでつなぐ大事なところだと思っております。それに関して、産後4カ月ぐらいまで産後ケア事業ということも始まっておりまして、宿泊、日帰り、訪問型というところで実施されています。特に出産する年齢の高齢化、育児の孤立化という面から、これも急速に広がっていくと思います。

続いて、3点目ですが、安全に対するものです。資料6-1、本日事故報告ということが示されまして、大変ありがたかったかと思っております。今後こういったものの共有が重要になってきておりますし、できれば、これからさらに進んでヒヤリハット事例等の共有が、現場での事故をなくすことにつながると思っております。

この資料6-1の2ページには、さまざま施設の事故概要というものが示されております。子育て短期支援事業、ショートステイ等も入っておりますけれども、この中に、もしかすれば産後ケア事業、産後、母子をお預かりする、それから、日帰り型の母子をお預かりする、そういったものも安全に関して必要かと考えております。ガイドライン等が出ておりますけれども、より安全をまず重視して進められていくことを願っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書の6ページから9ページまで添付をさせていただいております。新制度の施行後、5年間の経過措置等に関してであります。各委員からお話が出ており、保育教諭の特例等については、継続をお願いしたいと思っております。また、幼保連携型認定こども園における施設長等については、経過措置が終了するに当たって、ここは1人の施設長で対応ということもいたし方ないかなと考えております。

また、保育標準時間や保育短時間の統合等につきましても、こちらについては区分はそれぞれ必要かと思いますが、保育料に関しては、1回でも延長保育になると標準時間の保育料に戻ってしまいますので、ここは一つに統一されてもいいのかなと思っております。そのほか、各5年経過等については記載がありますので、御参照いただければと思っております。

認定こども園だからこそ見えてくる課題等やその辺の対応というところがありますが、認定こども園に入園をし、その後、卒園をしていくと、当然、多くの2号認定の子供たちがいて、放課後児童クラブ等の活用があります。その辺について、平成30年度の予算にお

いては、放課後児童クラブの専用室の併設加算等がなかったり、また、受け入れる前の2歳児について、幼稚園では2歳児を受け入れるようになりますが、認定こども園の中では、3歳から認定こども園をしている施設もあります。それはまだ2歳、0歳、1歳等について、エビデンスをきちんと確認できていないので、時間をかけて受け入れ枠を下げているという考えのところもあります。

その中において、幼稚園においての2歳児の受け入れと、認定こども園で2歳児が、特に幼稚園型の認定こども園であれば、これは2歳児を受け入れることが、この制度の中では私立幼稚園で受け入れる2歳と同じようにはできないという形になっており、2歳児を受け入れるためには、もう一度認可申請をしてから取り直しという形になっていきますので、非常に時間もかかってしまう。本来の待機児童解消に対してのスピードの差が出てきてしまいますので、この辺、例えば市町村において、子育て安心プランの実施計画を採用されている市町村で設置されている認定こども園については受け入れるなど、柔軟な対応をしていただければありがたいと思っております。

また、今回5年を見直す部分において、昨日だったと思いますが、読売新聞等で幼児教育の無償化について報道がありました。あのものが実施されると、この5年経過を議論しなくても必然的に解消してしまう問題も出てくるのかもしれませんが。ですから、次回の会議においては、幼児教育の無償化の現状報告を、できればより具体的をお願いをしたいと思っております。

あわせて、この部分においては、前回もお話をさせていただいておりますが、多子世帯の軽減等について、企業主導型は保育施設でありながらも対象にはなっていない。幼児教育の無償化が進んだ場合、ミニ保育園はなるが、では、ここはどうなるのかということもあわせて御協議をいただいて、示していただければと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

高木委員、お願いいたします。

高木委員 教育・保育の量の拡充と質の向上という点から申し上げたいと思えます。

昨年度、待機児童がゼロであった自治体においても、育児休業中、復職の意思のある場合には待機児童に含めるというようなことから、待機児童の急増の一因になっているということを聞いております。このことは、いずれにしても父母のニーズをきちんと数値としてあらわしているのではないかと考えております。

いずれにしても、保育士の不足や施設用地の確保、さまざまな課題がございますけれども、処遇の改善あるいは予算等、それぞれの視点から施策を着実に遂行していくことが必要であると改めて認識しているところでございまして、お願いを申し上げたいと思えます。

また、保育の質の向上という点から申し上げますと、新幼稚園教育要領や保育所保育指針には、幼児期の終わりまでに育てほしい姿が示されておりまして、その育ちをしっかりと受けとめて、小学校以降の教育を進めるとなっております。したがって、幼稚

園や保育所では、この幼児期の終わりまでに育てほしい姿、これを目指して教育・保育を充実させていく必要があります。そのためにも、今まで各委員さん方がおっしゃっていることではございますけれども、幼稚園教諭、保育士の養成、採用、そして、研修、このことを一体的にその充実を図っていくことが必要であると思っております。そのためにも予算の確保と体制、仕組みの整備をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

子ども・子育て支援新制度が施行されて、家庭的保育にとって大きく変わったのは、給食の提供と連携施設の確保でした。この2つが5年間で経過措置の期間が到来する項目となっています。給食提供については、家庭的保育者の居宅が保育の場となっている事業者が多いので、なかなか難しいと考えられていましたが、実際に提供を始めたところは、子供に栄養バランスがとれた食事が提供でき、働く親にとっても安心で、家庭的保育の利用の安定につながっています。

連携施設の確保についても、利点は多く、代替保育、卒室後の受け入れまで可能となっている連携施設は、特に子供にも家庭的保育事業者にも安心できる保育となっています。ですが、事情により、いまだ給食が提供できていない事業者、連携施設が確保できていない事業者、連携施設は名ばかりで、実際は何もできていない事業者がいます。経過措置が延長されることになればありがたいですが、その解消の手だてがないと、いつまでたっても同じ状況が考えられます。どうあれば給食が提供できるか、搬入がしやすくなるかなど、自治体を含め検討していただきたいと思います。今年度からコンソーシアムのモデル事業が始まったので、それに期待しています。

以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

武藤委員、お願いいたします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

保育等の質的向上という視点から、2点の質問と2点の意見を申し述べたいと思います。

1点は質問ですが、資料4の公定価格の1ページのところに、今後さらなる賃金の引き上げをするということで、31年度以降の公定価格の課題と対応について書かれていますけれども、初歩的な質問

になるのですが、現在の公定価格の算出の仕方の中で、定期昇給分のところはどう反映しているのかについて、勉強不足なので教えていただければと思っております。

もう一つ、質問ですが、資料5の2ページ、企業主導型保育事業における指導・監査の状況についてということで、指導・監査の実施状況をポータルサイトで公表しているということですが、私も確認をしていませんので、監査をした結果の特徴があれば、教

えていただきたいと思っ

ていただ

ていただ

以上であります。

無藤会長 ありがとうございます。

続きまして、松田代理人、お願いいたします。

松田代理人 ありがとうございます。

子育てひろば全国連絡協議会の奥山の代理で伺いました松田です。

配付資料の10ページ、11ページに意見を出させていただいております。2点です。

1点目、認定のない子育て家庭への支援の保障をお願いしたいと思っ

具体的には、地域の情報を獲得したり、地域とのつながりをサポートしてもら

それから、認定のない子育て家庭の一時預かり事業利用等の保障、2007年に子供と家族

相談を受けて地域の支援とかサービスをコーディネートしていくという意味では、新制

度の開始とともに、利用者支援事業というものが創立されましたけれども、その身近な場でのコーディネートについてもぜひ進めていただけたらと思います。下の表を見ていただくと、この黄色いところが認定のないところかなと思います。

2点目、地域子ども・子育て支援事業の目標値の見直しをお願いしたいと思います。新制度になって何が進んで何が積み残っているのかをもう一度見ていただいて、どうしても自治体の目標のがっちゃんこみたいになりがちですけれども、地域によって事情は違います。そこは全ての家庭というところで、国でしっかりとアプローチしていただけたらと思っています。特にニーズというのは見えにくいです。利用しにくいところとか、事情で地域の中で埋もれているというところでは、数字に出にくいニーズというものは、自治体の中で数が出にくいので、自治体の政策にきちんと乗るためにも、国からそのニーズの出し方についてバックアップをいただけたらと思います。特に今は保育所、学童ですね。そのニーズがとても高まっていますので、送迎ニーズとしても、例えばファミリーサポートセンターとか病児保育といったところも時代に伴って充実が求められていると思います。

また、この子供のいる暮らしを支えるというところで、さまざまな生活の環境の変化というところにしっかりと家庭支援のサービスが拡充されることを祈ります。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

岡村代理人、お願いいたします。

岡村代理人 全国知事会でございます。

本日、公務の都合により知事の出席がかないませんので、代理として発言させていただきます。

まず、公定価格につきましては、これまでの議論も踏まえまして、検討会において議論を進めていくこととされておりますが、各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討が必要と考えております。あわせまして、検討状況についての情報提供をお願いいたします。

次に、幼児教育・保育の無償化につきましては、地方に実質的な負担が新たに生じることのないよう、必要となる財源を国の責任で確保していただいた上で、無償化の対象範囲や事務範囲等につきましても、実務を担う地方の意見を十分に踏まえ御対応いただきたいと思っております。

あわせまして、保育の質の確保を前提とした受け皿の整備につきましても、しっかりと推進できますよう、施設整備にかかる財源の確保、保育士等の処遇改善などによる人材の確保の両面から御支援をお願いいたします。

また、地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会の場で議論していただいております、放課後児童クラブのいわゆる従うべき基準につきましては、参酌化により地方の裁量を拡大し、待機児童の解消に向けた取り組みの推進を図っていただきますようお願いいたします。放課後児童クラブの安全面や質の確保につきましては、地方の責任においてし

っかりと取り組んでまいります。

最後に、本日は新制度の見直しに係る御説明をいただきましたが、引き続き制度の運用、改善に向けた取り組みと、自治体への丁寧な説明や速やかな情報提供をお願いいたしますとともに、制度の完全実施に必要となります1兆円超の財源の確保につきましても、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

新山代理人、お願いいたします。

新山代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会の新山と申します。よろしく申し上げます。

まず、幼児教育・保育の質の向上に関してです。研修制度をしっかりと体系化していくことが、そのためには一番大事なことだと思っております。研修制度の体系化と、研修しやすい職場環境をつくっていくということをぜひお願いしたいと思っております。

先ほどから幼保の両方の免許が必要という話が出ておりますけれども、それに加えて、幼稚園、保育園の場合は、幼稚園で言うと、2種から1種への上申と言うのでしょうか。それも課題なのではないかと思っております。

資料の中にも、保育士や幼稚園教諭の給与が少しずつ上がっているという数字が出ておりますけれども、まだまだほかの職種ですとか、あるいはほかの学校種、小中などと比べてもまだまだ低いのではないかと思っております。特に女性が中心である職場ですので、結婚、出産ですとか、退職後、また戻ってくることが小中に比べたらかなり少ないという話を聞いております。そういうことも含めまして、処遇の改善、そのための研修制度の体系化などをお願いできたらと思っております。

それから、幼稚園教育要領等が新しくなりました。その中に、社会に開かれた幼稚園づくりということがあります。保護者や関連する小中学校、高等学校の先生方にも、幼児教育の重要性ですとか、幼児期の育ちや学びがそれ以降の育ちにどうつながっているかということをしっかり理解していただき、社会全体で幼児教育のことをわかっていただく必要があると思っております。そういう質の向上という点で、園だけではなく、いろいろなところの協力が必要だと思っております。私どもの団体でも、そのことについてしっかりと努力していきたいと思っております。

全国の我々の組織の意見をこれからも集約していきながら、今後とも子供たちの育ち、その育ちを支える教職員の資質向上をしっかりとやりながら、この会議の中でも、また我々の意見をお伝えしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

長田代理人、お願いいたします。

長田代理人 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。本日は塚本委



員が所用のため代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私からは3点お願いいたします。

1点目ですが、保育所の雇用環境を改善するための職員処遇の改善につきましては、たび重なる改善をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。しかし、現場では待機児童の解消の兆しがいまだに見えず、都市部では、さらなる保育所の新規開園が来年度も再来年度も続く状況です。このような状況下において、保育士の雇用環境はまだまだ改善されてきたとは言えません。つきましては、もう一步踏み込んだ全産業の平均賃金と同等となるよう、大幅な処遇改善策を実施していただければと思います。

2点目ですが、子ども・子育て支援法が施行されて5年目の見直しを迎えるに当たって、保育士資格、幼稚園教諭免許の8単位での取得の特例に関しましては、離島や僻地を含め、全国の希望者に対して十分な取得の機会の提供とは残念ながらなっていません。また、仕事をしながらの資格取得のため、個々の家庭の事情等を勘案しながら、取得のタイミングをはかっている職員もおります。特例措置のさらなる期間の延長をお願いできればと思っております。

3点目です。都市部においては、待機児童解消策を最優先させるため、希望しても幼保連携型認定こども園に移行させてもらえない地域などが散見されます。数年後、待機児童解消策が落ちついてから移行する予定でいる保育園や幼稚園が、施設長や職員配置に係る経過措置や、保育士資格あるいは幼稚園免許だけでも保育教諭として勤務できる移行特例などのさまざまなものが活用できるように、また、国として、今後も幼保一元化を積極的に推進するためにも、移行の特例につきましては、さらなる期間の延長をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございます。

高祖代理人、お願いします。

高祖代理人 NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉の代理人の高祖と申します。よろしくお願いいたします。

べらで意見書を出させていただいておりますけれども、4点だけお伝えさせていただきたいと思います。

1点目は、幼児教育の無償化の対象範囲ということで、夏までに結論を出すということなのですが、育児ストレスの解消のためにも専業主婦、パパもです。一時保育などの無償化についても含めていただきたいと思います。首都圏においては、一時保育の枠がそもそもないということもありますので、ぜひ拡充を望みたいと思っております。

次に、資料3-2、説明資料だと77ページでしたが、きょうの配付だと91ページのようなのですが、幼稚園部分短時間利用時の職員配置が35対1から30対1へ見直されるということなのですが、そもそも0歳児は3対1で、1、2歳児が6対2で、3歳児が20対1というところの配置をさらに手厚くすべく検討をいただければと思います。

ここに関連して、配置の問題だけではないですけれども、先ほども皆さんからありましたが、資料6-2の事故の問題です。保育施設等における事故の報告ということで、0、1歳児の午睡時、預け始めとか、入園から30日以内というところの事故が大変多いというところなので、丁寧なならし保育と、ここでは別な部署になるのかなと思うのですけれども、親自身の働き方の啓発なども関連してお願いできたらと思っております。

3点目です。資料5の中で、募集枠を上回った場合の多様な働き方に応じた保育の提供というところで、朝7時前の早朝開所及び22時以降の夜間開所が、優先考慮項目ということで書かれております。もちろん職種や働き方について、いろいろな働き方があることは重々承知しておりますけれども、子供自身の預かり時間が数年前よりかなり長時間化していると思っておりますので、そこら辺への配慮もお願いしたいと思えます。

一番最後です。発達障害児について、進級、進学が特に小学校に入るころの段階において、厚労省管轄から、また文科省への移行というところもあるのだと思えますけれども、受け入れ先とのコミュニケーションが難しいというケースをよく聞いております。ソフト面でも環境整備などをお願いできたらと思えます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、杉崎代理人、お願いいたします。

杉崎代理人 商工会議所でございます。

本日配付の資料2に記載がございますが、改正子ども・子育て法の附帯決議のとおりでございますが、拠出金の料率引き上げが続いておりまして、中小企業にとっては非常に負担感が増しているというのが現状でございます。料率の今後の変更に当たりましては、中小企業の意見ですとか、生の声を十分に反映していただきたいと思えます。また、運用規律の徹底につきましても、お願いしたいと思えます。

加えまして、企業主導型保育事業についてなのですが、中小企業の認知度が低いのが現状でございます。事業の周知により一層取り組んでいただきますとともに、中小企業が利用しやすくなるように設置を検討している中小企業同士ですとか、中小企業と保育所の運営を担う保育事業者の方々とのマッチングなどにも取り組んでいただければ幸いです。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

高橋代理人、お願いいたします。

西川参事官 冒頭、委員の代理人について御紹介をさせていただいたのですけれども、山内委員の代理人ということで、高橋代理人に御出席いただいております。失礼いたしました。

高橋代理人 日本保育協会保育問題検討委員会の委員長の高橋でございます。本日は山内委員の代理として出席しております。よろしくお願いいたします。

3点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、職員の処遇改善につきましては、数年前より随分改善をしていただいております。一方で、開所時間と保育時間の乖離の問題でありますとか、研修代替職員のことなど、賃金のみならず、さらに充実していただきたいこともありまして、保育の質をさらに高めるためにも、しっかりとした財源確保をお願いしたいと思っております。

次に、新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目についてでございますけれども、昨今、都会のみならず、全国で人材確保が非常に困難になっております。また、潜在保育士の活用等を考えた場合に、復帰するに当たっての説明であるとか、理解でありますとか、そういったことを得る時間、また、更新制度の問題等々、さまざまな多様な勤務形態をされる中で、そういった意味からしても、経過措置について引き続き現場の実態を勘案しながら、さらに経過措置の延長をお願いしたいと思っております。

さらに、公定価格につきまして、積み上げ方式で今後も行っていきたいと思っております。全国1,800弱の市町村では、保育の場合に市町村格差が非常に大きい実態があります。100分の20から、その他の地域という地域区分の問題もあります。実態調査をされると伺っておりますけれども、そのあたりの地域格差も十分に考慮したものであったほしいと思っております。

ほかにも公定価格の部分については、幾つか課題があると思っておりますけれども、また意見を取りまとめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、一通り御質問、御意見をいただきましたので、事務方から御回答できることをお願いいたします。

西川参事官 内閣府です。

今後5年後見直しということを中心に検討させていただく中で、資料3-1で、6ページに検討の進め方ということで、さまざまな論点がある中で、特に法律改正を要する事項とか、あるいは来年度予算をどうするかということを決着すべき事項等々ございますので、直ちに検討に着手すべき事項と、そうでないものということで、時間的余裕のある事項、いろいろあろうかと思えます。御相談しながら進めたいと思っております。御協力をお願いします。

きょうお話のあった点について、御回答申し上げたいと思えます。

太田委員から生計困難者、生活困窮者において、実費の徴収というものが発生しているということです。この点は、27年度からの子ども・子育て支援新制度の中で、実費徴収の負担軽減事業というものもスタートしました。ただ、全ての自治体で取り組んでいるというわけではないようですので、周知を図り、推進もしてまいります。行

事の費用でありますとか、いろいろな実費について、生活保護の世帯について、市町村から負担軽減の費用をその方にお支払いする事業がスタートしています。

駒崎委員、尾木委員から、居宅訪問型保育、一時預かりの居宅訪問型の保育について、御意見をいただいております。居宅訪問型保育は、資料3-2の8ページにもありますが、29年4月1日現在で居宅訪問型保育の実施状況としては12件、一時預かりの居宅訪問型保育については、まだ実績がないということです。我々としても、これをどう推進したらいいかということで、事業者の方から、特に財政的な問題ということで再三御意見をいただいているところですが、現在、自治体の方とか、あるいは財政的な問題以外も安全性の技術的な問題について、少しお話を伺ってございます。これも27年度、新制度でできた事業ですので、どういったところに課題があるか、きょうはデータが示してきておりませんので、今後課題をお示ししていきたいと思っております。

それから、山本委員から処遇改善加算の実施について、検証するべきであるという御意見がございました。公費を投入している処遇改善加算、29年度から実施してございますので、介護事業についても、既にこういった検証のデータを明らかにしておりますので、我々もそれを参考にしながら検証を進めたいと思っております。

関連して、処遇改善だと思っておりますけれども、武藤委員から職員の定期昇給に関する費用はどうなっているのだというお尋ねがございました。昔は「民改費」という名前でしたけれども、今は処遇改善加算の基礎分ということで、定期昇給分、1年目から11年目まで職員の勤続年数に応じて加算するという仕組みがございます。つまり、ベースアップの分と定期昇給の分、キャリアアップというそれぞれ異なる観点から賃上げがなされるように措置をしています。

大川委員から、保育事故の資料を本日お示しいたしたところですが、病児保育に関するデータが確かにございまして、もっと分析をするべきだという意見を頂戴しました。最終報告はあと1カ月、2カ月の間でまとめるつもりです。

木村委員から、企業主導型保育ということで、多子世帯の保育料の負担軽減というメニューがないのではないかということで御質問をいただいております。企業主導型保育は基本的には保育並びというような制度設計にしておりますが、一部異なる部分があります。多子世帯軽減というものがないということで、ここはそれぞれ事業の特徴に応じて、異なる部分はございます。世帯の情報をどう把握するかというのは民間企業が実施していて、福祉的な配慮を要する方の世帯の情報をどうやって把握するかという課題もございますので、そこは導入していないということです。

それから、企業主導型保育の監査結果がどう公表されているのかという御質問がございました。これは認可外保育施設、児童福祉法の59条に基づいて、各自治体が認可外保育施設の立入検査をして、その結果をディスクロージャーしている自治体がございます。特にディスクロージャーをしっかりとやっている例を我々は参考にいたしました。

て、このほどホームページに出したところです。一番多かったのは保育計画、週次計画だったり、日次計画だったり、年次計画というものの整備がなされていないというものがかなりたくさんあったということでもあります。あるいは、嘱託医がいるけれども、それがきちんと契約書まで締結されていなかったとか、あるいは苦情処理の枠組みができていないとか、そういったようなものが多かったところです。あるいは、健康診断がなされていないとか、保育従事者数が十分でないとか、そういったところもございましたので、速やかに是正していただいて、今後抜き打ち検査等も実施してまいります。

公定価格の関係で、公定価格の見直しということで、岡村代理人から御意見がございました。1月に取りまとめをしていただきました中で、特に会計基準の違いについて、恐らく高知県でも、監査をするに当たりまして、社会福祉法人であったり、企業であったり、学校法人であったりというごとに監査をする、財務諸表を見るときに苦勞されているということ、幾つかの自治体から話を聞いているところです。その点、専門家の方々を交えて検討を進めているところですので、次回の実態調査の実施までには皆様方にお示しをしたいと思っております。

それから、きょうの資料の中で、保育士の最近の賃金の動向をお配りしてございますが、比較的、賃金構造基本調査を見ると、昨年比べて賃金が引き上がっているというデータをきょうの資料3-2の中に入れてございます。幼稚園教諭についても、大体似たような数字になってございますので、御参考までにお話ししておきます。

きょうの資料の中では、48ページに保育士の賃金の動向というものを、賃金構造基本調査のデータを引用してお示しいたしておりますが、幼稚園教諭も、足元の平成29年の年収について、おおむね同水準を示しているということをお紹介させていただきます。

無藤会長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

日野幼児教育企画官 佐藤秀樹委員から、一時預かり事業（幼稚園型）による幼稚園における2歳児の受入れについて、何点か御質問がございました。

まず1点目の通知ですけれども、こちらはゴールデンウィーク明けに実施要綱を送付させていただいておりますので、また御確認いただければと思っております。

2点目が、保育所保育指針などを守るべきではないかという御意見でございますが、この事業は基本的には実施要綱に基づいて事業を実施していただくことになるのですが、その中で保育所保育指針などを踏まえてやるようにと書かせていただいております。

3点目が、根拠法令でございますけれども、こちらは他の事業と同じように、児童福祉法の施行規則に根拠規定を持っているというものでございます。

以上でございます。

無藤会長 どうぞ。

異保育課長 厚生労働省保育課長の異でございます。

まず、先般、子ども・子育て支援法で位置づけられました、都道府県の協議会の関係でございます。それにつきましては、これも国会でいろいろ聞かれておりますけれども、自治体の上乗せ基準の検証につきまして、ほかの協議事項も含めて、これは自治体で判断していただくということで考えているところでございます。

この対策協議会につきましては、子ども・子育て支援法の前回の加筆の修正のところで、都道府県、当該市町村、その他の関係者により構成される協議会ということになっております。その他の関係者につきましては、Q&Aを出しております、協議事項によって、それぞれ関係者というものが異なっております。ただ、当然保育事業者とか、あるいは学識経験者など、多様な視点を踏まえて協議するということになっておりますので、そのあたりはその多様な視点から協議することは大事だということをやっております、構成員としない場合でも、必要に応じて協議の場での個別のヒアリングを実施しようということで、示しているところでございます。

水嶋委員の中で、地域型保育事業の食事の提供の経過措置、あるいは連携施設に関する経過措置の5年の特例のことがございました。これにつきましては、当然特例を延長する、しないいかにかわらず、しないにしても、延長するにしても、どのようにしたら本来のあるべき食事の提供、あるいは連携施設の確保ができるのか、そういうことも踏まえて実態調査をすることは大事だと思っております。基本的には夏ぐらいまでに調査をやって、また、子ども・子育て会議等の議論を踏まえて最終的に結論するというところでございます。

それと、今村委員から言われました病児保育の安定的運営につきましては、平成30年度予算で基本分と改善分の基準の一本化ということと、補助基準額の上限の見直しを行ったところでございます。当然、その後どのような運営であるのかということも見ながら、病児保育の安定的運営に資するような取り組みを不断にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

どうぞ。

田村子育て支援課長 子育て支援課長の田村でございます。

一番最初に柏女委員からの御質問だったと思うのですが、放課後児童クラブの放課後児童支援員という職員がいるわけですが、その職員は平成27年度に制度が施行された際に、職員は都道府県が行う研修を受けなければならないということになっております。それが5年後、31年度末においてどうなるのかということです。柏女委員がおっしゃっているのは、27年度施行の際に、もう既に働いている方については、5年間の間に研修を受けていただくという形になってございます。その5年間の経過措置ということで

ございますけれども、この資料の中にその記載がございませんでしたが、それも5年の見直しという形で検討すべき事項になってございます。それもまた今年中ということで、今後どういう扱いにするかを検討することになってございます。

それから、放課後児童対策に関する専門委員会、これも柏女委員からございましたけれども、間もなく報告書ができ上がるということで、その意見というものを踏まえた放課後児童対策、放課後児童クラブの施策に反映してくるというお話でございました。放課後児童対策を進めていく上では、この専門委員会報告書の内容等も踏まえた形で検討はしたいと考えているところでございます。

それから、佐藤委員からだったかと思うのですけれども、放課後児童クラブの関係で、量の話だけではなくて、地域との連携というところも今後施策を行う上では力点を置いてくれというか、注視してくれという話だったと思います。そもそも今も放課後児童クラブ運営指針というものをお出ししておりますけれども、その中でもそのあたりの必要性というものを記載してございます。改めてそういったものも念頭に置きながら、施策を進めていく上では検討してまいりたいと思っております。

松田代理人からのお話で、拠点事業、いわゆる子育て支援事業等々のことだと思うのですけれども、その必要性については十分わかっているつもりでございます。今後の対応については、毎年度予算編成過程の中で検討していくものでございますので、その時点でまた検討させていただきたいと思っております。

岡村代理人からのお話で、地方分権絡みの話だったと思います。従うべき基準の参酌化ということでの御指摘だったと思います。これについては、地方分権の議論の場だという形になってございますので、その中でまた検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

佐藤(秀)委員 一時預かりについて御説明いただきまして、ありがとうございました。5年後の見直しに係る検討のここには、子ども・子育て支援法附則の見直し規定しか書いていないのですが、同じく5年後の見直しの中で、改正認定こども園法もあるので、これについても検討事項の中にぜひ入れていただけますよう、よろしく申し上げます。例えば文言の整理の、一時預かりも本来でいくと一時的に保育を受けることが困難な乳児及び幼児となっていますので、支援法でいくと、保育を必要とする子になるはずだと思うのです。ですから、その辺のところも全体で整理をしていただきますようお願いいたします。

西川参事官 失礼いたしました。資料3-1の6ページに子ども・子育て支援法の附則のみを引用しておりますけれども、認定こども園法も同様の規定がございまして、同様です。

無藤会長 それでは、ここまでとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。  
した。

それでは、第35回「子ども・子育て会議」をここで終了させていただきます。お疲れさ  
までした。